

2021 年度「人材発掘」入試・
学部 3 年次生特別入試枠
法学既修者認定試験
2021 年度 追試験

民 事 訴 訟 法

(問 題)

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は 2 頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名、科目名を記入してください。受験番号は正確に間違いに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題（60点）

Xは、Yから借り受けた500万円について全額弁済したと主張したが、Yがこれを争っていることから、Yが主張するXの上記貸金債務が存在しないことを確認する旨の債務不存在確認訴訟を提起した（以下「本訴」という）。この場合において、以下の各設問に解答せよ。なお、各設問はそれぞれ独立した問いである。

〔設問1〕

Xの本訴に対し、Yは500万円全額について弁済を受けていないと主張した。審理の結果、受訴裁判所は、XはYに対し300万円弁済したことは認められるものの、残額についてはまだ弁済がされていないとの心証に達した。この場合、受訴裁判所はどのような判決をすべきか。（20点）

〔設問2〕

Xの本訴に対し、Yは、500万円全額について弁済を受けていないと主張して、Xに対し、反訴として500万円の貸金返還請求訴訟を提起した（以下「反訴」という）。受訴裁判所は審理の結果、500万円全額について弁済がされていないとの心証に達した。この場合、受訴裁判所は、本訴及び反訴につきどのような判決をすべきか。なお、反訴の要件について検討する必要はない。（40点）

〔以下余白〕

